

○消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（平成25年4月1日 20130318商局第1号）

現行			改正前		
別表			別表		
特定製品の区分	技術上の基準	解釈	特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1, 2(略)	(略)	(略)	1, 2(略)	(略)	(略)
3. 乳幼児用ベッド	(略)	<p>1～6 (略)</p> <p>7 スケール等により以下の項目を確認すること。</p> <p>床板の上面（乳幼児がつかまり立ちできるようになった後（概ね出生後5月以上）は床板の高さを容易に下げることができる構造のものであってその旨の表示を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあつては、当該表示において定めるところにより床板の高さを下げた後の床板の上面とし、この項11において同じ。）から30センチメートルの高さまでの範囲に、横さん等足をかけることができる構造物がないこと。ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後（概ね出生後5月以上）は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあつてはこの限りでない。</p> <p>ここで、「足をかけることができる構造物」とは、次のもの等をいう。</p> <p>イ アクセサリーを取り付けるための横さん</p> <p>ロ 飾り板等を取り付けるための横さん</p> <p>ハ アクセサリー又は飾り板そのものの上端部</p> <p>測定箇所は、各々の枠について横さん又は構造物の最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあつては、</p>	3. 乳幼児用ベッド	(略)	<p>1～6 (略)</p> <p>7 スケール等により以下の項目を確認すること。</p> <p>床板の上面（乳幼児がつかまり立ちできるようになった後は床板の高さを容易に下げることができる構造のものであってその旨の表示を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあつては、当該表示において定めるところにより床板の高さを下げた後の床板の上面とし、この項11において同じ。）から30センチメートルの高さまでの範囲に、横さん等足をかけることができる構造物がないこと。ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあつてはこの限りでない。</p> <p>ここで、「足をかけることができる構造物」とは、次のもの等をいう。</p> <p>イ アクセサリーを取り付けるための横さん</p> <p>ロ 飾り板等を取り付けるための横さん</p> <p>ハ アクセサリー又は飾り板そのものの上端部</p> <p>測定箇所は、各々の枠について横さん又は構造物の最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあつては、クッションの平らな上面から測定するものとす</p>

クッションの平らな上面から測定するものとする。

床板の上面から上さんまでの高さが60センチメートル（サークル兼用ベッドにあっては、35センチメートル）以上であること。床板の位置を変更できるベッドにあっては、床板の最高の位置に置いたときは35センチメートル以上であり、最低の位置に置いたときは60センチメートル以上であること。

測定箇所は、各々の枠の上さんについて測定するが、その部分に細工を施したため低くなったものにあつては、最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあつては、クッションの平らな上面から測定するものとする。

8～19（略）

20（1） ベッドの前枠又は妻枠の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示が付されていること。また、目視により確認すること。次項において同じ。

「外面の見やすい箇所」とは、使用者が一見して認識できる箇所とし、例えばベッド専用のものにあつては、妻枠中さん、サークル兼用のものにあつては、前枠横さんとし、金属製その他のものにあつては、前枠の部分等とする。

（2） 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、次に掲げるもの等をいい、製品の種類、用途等を勘案して必要な表示を行うこと。ただし、支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出していないものにあつては、ロの表示を要せず、また、7項前段ただし書きに掲げる表示をしているものにあつては、への表示を要しない。また、表示は読みやすく容易に理解できること。

ホ及びへの表示にあつては、青色で枠を設け白地とし、文字は黒色で表示す

る。

床板の上面から上さんまでの高さが60センチメートル（サークル兼用ベッドにあっては、35センチメートル）以上であること。床板の位置を変更できるベッドにあっては、床板の最高の位置に置いたときは35センチメートル以上であり、最低の位置に置いたときは60センチメートル以上であること。

測定箇所は、各々の枠の上さんについて測定するが、その部分に細工を施したため低くなったものにあつては、最も低い箇所を測定するものとする。ただし、床板がクッション入りのものにあつては、クッションの平らな上面から測定するものとする。

8～19（略）

20（1） ベッドの前枠又は妻枠の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示が付されていること。また、目視により確認すること。次項において同じ。

「外面の見やすい箇所」とは、使用者が一見して認識できる箇所とし、例えばベッド専用のものにあつては、妻枠中さん、サークル兼用のものにあつては、前枠横さんとし、金属製その他のものにあつては、前枠の部分等とする。

（2） 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、次に掲げるもの等をいい、製品の種類、用途等を勘案して必要な表示を行うこと。ただし、支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出していないものにあつては、イの表示を要しない。また、表示は読みやすく容易に理解できること。

ること。また、エクスクラメーションマークの背景は黄地、矢印は赤色とし、それ以外の絵については青色とすること。なお、図表示は、使用者が一見して認識しやすい配置とすること、及びエクスクラメーションマークの背景の黄地以外について、使用者が一見して認識しやすい他の色とすることを妨げない。

イ 出生後24月以内の乳幼児が使用する旨

ロ 支柱に乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かることがないように注意すべき旨

ハ 止め金具及びねじ類の取付けが確実であることを点検すべき旨

ニ 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面との間に隙間のないマットレス又は敷布団等を使用すべき旨

ホ 前枠が開閉式又はスライド式のベッドにあつては、使用を終えたら、前枠を所定の位置に固定する旨及び図3-11

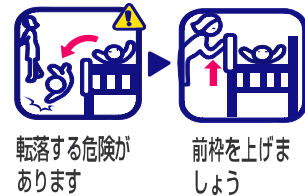


図3-11

ヘ 床板の位置を変更できるベッドにあつては、つかまり立ちができるようになった乳幼児（概ね出生後5月以上）の睡眠又は保育に使用する場合には、床板を最低の位置に置いて使用すべき旨及び図3-12

イ 支柱に乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かることがないように注意すべき旨

ロ 止め金具及びねじ類の取付けが確実であることを点検すべき旨

ハ 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面との間に隙間のないマットレス又は敷布団等を使用すべき旨

ニ 床板の位置を変更できるベッドにあつては、つかまり立ちができるようになった乳幼児の睡眠又は保育に使用する場合には、床板を最低の位置に置いて使用すべき旨



図 3 - 1 2

ト 乳幼児がつかまり立ちできるようになったら (概ね出生後 5 月以上)、足がかりとなる物をベッドの中に入れてない旨

チ マットレス又は敷布団等を使用する際には、乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下する高さとならないよう注意すべき旨

(注) (略)

6~10(略)

(略)

(略)

ホ マットレス又は敷きふとん等を使用する際には、乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下する高さとならないよう注意すべき旨

(注) (略)

6~10(略)

(略)

(略)